

## 小田川柳井原地区川づくり検討協議会 公開規定

### (目的)

第1条 本規定は、小田川柳井原地区川づくり検討協議会（以下「協議会」という。）規約第5条に規定する、公開方法を定めるものである。

### (協議会の公開方法)

第2条 協議会の議事は原則公開とする。なお、希少野生動植物等に指定されている生物の生息・生育場所等が具体的に特定されるおそれがある議事については、委員の合意を得て非公開とする。

2 傍聴に必要な事項は別途定める。

3 協議会資料は原則公開とする。なお、希少野生動植物等に指定されている生物の生息・生育場所等が具体的に特定されるおそれがある資料については、委員の合意を得て非公開とする。

4 協議会の議事概要は、事務局がとりまとめ、前項で公開することとした資料と合わせて、速やかに国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所WEBサイトにおいて公表する。なお、議事概要は、発言者の氏名及び第1項により非公開とした議事に関する内容は除く。

### (その他)

第3条 本規定に定めるもののほか、必要な事項は、協議会で定める。

(附則) 本規定は—平成29年2月15日から施行する。

本規定の一部を改訂し、平成31年2月5日より施行する。